

## V-4 1985年8月29日 — 職員労働組合の関係官職を規整する1974年12月19日の 国法第12条 § 1、1°の意味での基本規定の指示による勅令

1985年10月2日公布

宣 告

改 正

1993年10月5日の勅令 — 1993年10月22日公布

1991年3月27日の勅令 — 1991年5月15日公布

非公式の調整

職員労働組合及び政府内職員を規整する1974年12月19日の国法、とりわけ1983年7月19日の国法で改正された第2条 § 1の1°に基づく；

1985年7月2日の全公務の合同委員会における交渉及びこの交渉の結論に従うその会議録に基づく；

国務院の勧告に基づく；

我が内閣総理大臣、我が内政問題公職大臣、我が文部大臣、我が予算大臣、我が社会問題大臣、我が年金国務大臣、我が公職副大臣の推薦、及び国務院に参集する我が各大臣たちの助言によって。

第1条 以下のような意味：

- 1° 「国法」 — 政府内職員及びその職員組合規整のための1974年12月19日の国法；
- 2° 「基本規定」 — 国法第12条 § 1の1°の意味での基本規定；
- 3° 「職員構成員」 — 結論に該当する職員。

第2条 結論は制定された国法に該当する規則に基づき常勤ばかりでなく、例え雇用契約の下でも研修中、臨時若しくは補助職員の集団にも適用される。

第3条 労働組合についての行政法の基本原則と見なされる法令としての規則：

- 1° 人々が職員構成員に加えられるために満たさなければならない条件として必要ならばそれに先行する競争試験に参加する条件を含んで試験が準備され、試験計画が立案される規則に従って任命が認められる研修がある；
- 2° 職員構成員となる雇用契約の種類及び期間；
- 3° 業務に関係のある他の官職との兼任に関する規整と同様に職員構成員の権利及び義務、兼任禁止及び禁止条項；
- 4° 懲戒規定；
- 5° 懲戒措置；
- 6° 職員構成員の責任；
- 7° 採点、評価若しくはそれと同等の成績表に関する規則；
- 8° 等級、官職、若しくは職務の決定、分類、配列、格付け；
- 9° 配置転換、異動若しくはその他の再配置、あるいはそれに所属する他の公職にある職員構成員の公務の形態、加えて担当する任務を有する職員構成員についての適用規則；
- 10° 年功序列体系；
- 11° 昇進、等級の変更、若しくは等級の昇格、より高い水準への移行による昇進、そのほかの経歴の進行の体系、そのほかの全ての非専門的職能への移行、より高い官職及び教育の行使に関する規則、選抜規則；
- 12° バカンス、賜暇若しくはその使用に関する規則を含む職員構成員の行政上の地位、所定の環境及び状況への影響；
- 13° パートタイム労働の規則；
- 14° 職員構成員の契約解約時に従わされうる、若しくは公務関係が中断させられうる規則。

第4条 契約の基本原則と見なされる給与規則：

- 1° 職員構成員の手当、報酬、給与、若しくは賞与、以下のものを決定する規則；
  - a. 手当の権利若しくは増加を含む手当、報酬、給与、若しくは賞与；
  - b. 手当の規模の決定を含む手当、報酬、給与、若しくは賞与、それについての考慮される期間の決定を含む金額の計算；
  - c. 保証される手当、報酬、給与、若しくは賞与の認定；
  - d. 手当、報酬、給与、若しくは賞与の保護；
  - e. 手当、報酬、給与、若しくは賞与及び消費者物価指数又はそのほかの基準との連結方式。
- 2° 職員構成員及び認定される賞与、全ての種類の報酬、現物支給に関する以下についての規則；
  - a. 受給者；
  - b. 認定条件；
  - c. 金額；

- d. 保護；
- e. 消費者物価指数その他の基準との連結方式。

**第5条** 年金規整に関連する基本原則と見なされる決定のための規則：

- 1° その適用範囲；
- 2° 権利保有者の範疇；
- 3° 年金資格取得年齢；
- 4° 年金支給開始条件；
- 5° 所得、賞与の斟酌と加入期間の斟酌とを含む年金額の計算方式；
- 6° 年金の保護；
- 7° 消費者物価指数その他の基準との連結方式；
- 8° 就業中の事件、就業中の不幸な災害、職業病に関する規則。

**第6条** 職員と労働組合に関連する基本原則と見なされるもの：

- 1° 政府内職員とその職員組合規整のための1974年12月19日の国法及びその執行勅令；
- 2° 公共部門の一定の職員構成員の労働組合への奨励金認定及び支給に関する1980年9月1日の国法及びその執行勅令。

**第7条** 社会奉仕団体に関連する基本原則と見なされる以下の決定のための規則：

- 1° 効力及び運営方式；
- 2° 受給者の決定；
- 3° 社会奉仕の任務及び活動の一般的枠組み。

**第8条** 勅令はベルギー官報に公告後30日で発効する。

**第9条** 我が各大臣及び我が各副大臣はそれぞれ関係のある勅令の執行に責任を負う。